



捜査段階等での検察庁の支援

法務省刑事局

法務省

本講義の内容

- 捜査段階での犯罪被害者等支援
- 捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

捜査段階での犯罪被害者等支援

① 被害届の提出、告訴、告発

被害者の方は、犯罪に遭ったとき、捜査機関に被害届を提出して被害を申告できます。通常これにより、捜査が開始されます。また、被害者の方は捜査機関に犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めて告訴することができます。そのほか、被害者以外の方は、捜査機関に犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めて告発することができます。

なお、名誉毀損などの親告罪と言われる犯罪については、裁判により犯人を処罰するためには、告訴が必要となっています。

不同意性交等罪等の性犯罪については、告訴がなくとも裁判により犯人を処罰することができます(※)が、検察官は、事件を起訴するか判断に当たって、被害者の方の意思を丁寧に確認するなど被害者の方の心情に適切に配慮するよう努めています。

告訴は、犯人が起訴されるまでは取り消すことができますが、一旦告訴を取り消した場合、再度告訴をすることはできません。

※平成29年の刑法改正前は、当時の強姦罪等の性犯罪は親告罪とされ、犯人を処罰するためには告訴が必要でした。



② 捜査

被疑者を逮捕して捜査する場合と逮捕しないで捜査する場合がありますが、警察官は、被疑者を逮捕したときは、48時間以内に検察官に送致しなければなりません。送致を受けた検察官は、被疑者が逃亡したり、証拠を隠したり捨てたりしないように勾留する必要があると認めたときは、裁判官に勾留を請求します。勾留期間は10日間ですが、やむを得ない事情がある場合には、更に10日間まで延長することが認められています。検察官は、通常この期間内に捜査をして、起訴・不起訴を決定することになります。そして、被害の状況は、被害者の方が一番良く知っていることが多いので、事情聴取に応じていただくなどの被害者の方の協力が必要となります。警察で既に事情を聞かれていても、検察官が、事件を処分する上で、直接確認が必要がある場合もありますので、ご理解ください。事情聴取に当たっては、名誉を害しないよう注意し、被害者の方の立場・心情には十分配慮するように努めています。

逮捕・勾留の期間

逮捕 48時間以内に検察官送致

勾留 勾留期間10日間

勾留延長 延長期間10日間以内

起訴・不起訴の処分

公判請求により勾留は継続

起訴した日から2か月間 以降1か月ごとに更新

3

捜査段階での犯罪被害者等支援

③ 事件の処分(起訴と不起訴)

検察官は、捜査を行った上で、事件を起訴するか、不起訴とするかを決定します。検察官の不起訴処分に対しては、検察審査会に審査を申し立てることができるほか、公務員職務権限等一部の犯罪については、管轄地方裁判所に審判に付することを求める付審判請求の制度があります。

Q 検察審査会への申立てについて教えてください。

A 検察官が事件を不起訴処分にしたことに対して、被害者の方や告訴人は、検察審査会に審査の申立てができます。被害者のご家族の方も審査の申立てができます。

審査の申立てをする人は、検察審査会に、審査申立書のほか、意見書や資料を提出することができます。

検察審査会は、申立てを受けて審査を行い、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当の議決を行います。起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた場合には、検察官は再度捜査を行うことになります。また、検察審査会が起訴相当の議決を行った後、検察官が再度捜査した結果、不起訴処分としたときは、検察審査会は、再審査を行い、起訴をすべき旨の議決を行うことができます。起訴すべき旨の議決がなされた場合は、裁判所が指定した弁護士が事件を起訴して、裁判でも検察官の役割をすることとなります。検察審査会は、地方裁判所内に置かれていますので、申立手続きなどは、そちらに相談してください(詳しくは裁判所ホームページをご覧ください)。



④ 不起訴記録の閲覧

不起訴処分となった事件の記録は、原則として閲覧はできません。しかし、検察庁では、従来から交通事故に関する実況見分調査等の証拠について、その事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に応じてきました。

また、被害者参加制度の対象となる事件(28ページ参照)の被害者等の方については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調査等を閲覧することができます。

さらに、それ以外の事件の被害者等の方についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調査等を閲覧することができます。



4

捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

刑事手続の中では、被害者の方の氏名や住所といった、個人が特定され得る情報を取り扱います。

性犯罪などの一定の事件においては、捜査から判決後に至るまで、こうした情報を被疑者・被告人などに対して秘匿し、保護する制度が定められています。

① 捜査段階における氏名等の秘匿

被疑者を逮捕・勾留する場合には、被疑者に対し、逮捕状・勾留状を提示する必要があります。これらの令状には、事件の内容が記載され、被害者の方の氏名等の個人を特定させることとなる事項（個人特定事項）も含まれる場合があります。しかし、性犯罪などの一定の事件については、被害者の方の個人特定事項を明らかにしない方法によることができます。

Q 性犯罪以外で秘匿の対象となる事件を教えてください。

A 性犯罪の事件のほか、個人特定事項が被疑者に知られると、被害者の方（被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合は、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹の方を含みます。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある事件や、被害者やその親族の方の身体若しくは財産に害を加えられ、又はこれらの方を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある事件が対象となります。

② 公判段階及び判決後における情報の保護

刑事裁判は、原則として公開の法廷で行われますが、裁判所は、性犯罪などの一定の事件においては、被害者の方の氏名などを公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。その場合には、起訴状の朗読や証人尋問などの手続は、秘匿することとなった事項を明らかにしない方法で行われます。

また、刑事裁判においては、被告人や弁護人に対し、事件の内容が記載された起訴状の謄本が送付されたり、証拠書類が開示されたり、証人の氏名や住所を知る機会が与えられま

すが、性犯罪などの一定の事件については、被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除いて、被告人に対して被害者の方の個人特定事項を知らせず、弁護人に対して、被害者の方の個人特定事項を被告人に知らせてはならないといった条件を付けることができます。

さらに、判決後についても、判決書の謄本の交付を通じて裁判の過程で秘匿された個人特定事項が被告人に知られないようにするための仕組みが設けられています。

Q1 公開の法廷では、どのような方法で秘匿が行われるのですか。

A 秘匿が決定された場合、あらかじめ、裁判に関わる人の間で、例えば「Aさん」といった呼称を決め、法廷ではその呼称でやりとりが行われます。

Q2 弁護人には、必ず氏名などが知られてしまうのでしょうか。

A 弁護人に対して被告人に知らせてはならないという条件を付けるだけでは、被害者の方の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されることや、被害者やその親族の方の身体や財産に害を加えられることを防止できないおそれがある場合には、被告人の防衛に実質的な不利益がある場合を除いて、弁護人に対しても、個人特定事項を知らせないことができます。

Q3 どこまで私の情報を守ってもらえるのか不安です。

A 分からないことや不安なことは、担当する検察官に遠慮なくご相談ください。

5

捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

① 被害者支援員制度

誰しも、自分や家族が、犯罪により被害を受けることになるとは思っていません。

それがある日被害者になり、突然の出来事に戸惑っている方々に対しても、捜査のため必要なときには、事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどのご協力をお願いすることがあります。

また、突然あなたの身に降りかかった犯罪の被害にどうしたらいいのかわからないこと、刑事手続は今後どうなっていくのかなどの不安を感じても、誰かに相談をしていいのかわからないこともあるのではないかと思います。

そこで、被害者やご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



② 被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっています。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能ですので、ご利用ください。

全国の検察庁の被害者ホットライン窓口は、64ページの「被害者ホットライン連絡先」とおりました。



6

捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

Q₁ 検察庁に相談するには、どうしたらよいのですか。

A 最寄りの検察庁の被害者ホットラインに電話をかけていただければ、被害者支援員等が応対いたします。直接会って相談したい場合も、まず電話をかけていただいて、相談の内容をお話いただくのがよいと思います。

相談の内容をお聞きした上で、被害者の方々の要望に応じた情報の提供や助言、必要な問合せ先の紹介等を行い、被害者の方々の悩みや不安を解消する手助けをいたします。

Q₂ 相談に乗ってくれる被害者支援員とはどのような人ですか。

A 被害者の方々への支援に関する経験が豊富な検察庁の職員が被害者支援員として相談に乗ります。

被害者支援員は、被害者の方々の心情に寄り添ったきめ細やかな支援を行うための専門的な研修を受けていますので、安心してご相談ください。



Q₃ 検察庁ではどんな相談に応じてくれるのですか。

A 犯罪により被害を受けた方やご遺族等の方からの刑事手続に関するあらゆる相談に応じています。例えば、事件記録を見たい場合や証拠品を返してほしい場合などの各種手続の説明や手助けも行っています。

検察庁の被害者支援員では対応できない要望もあるかと思いますが、その場合でも、ほかの関係機関や団体等をご紹介します。質問や困ったことなど、不安な点があればお気軽に相談してください。

Q₄ 検察庁に相談した内容など、個人の秘密は守られるのですか。

A 個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。

Q₅ 検察庁以外の相談先も紹介してもらえるのですか。

A 被害者の方に必要な支援は、精神面、生活面、経済面等多岐にわたりますので、それに応じて関係する機関や団体等をご紹介します。



※それぞれに応じた機関を紹介いたします。



7

捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

Q₆ 裁判を傍聴してもよく分からなかったのですが、裁判の手続について教えてもらうことはできるのですか。

A 裁判の手続など刑事手続に関することで分からないことがあれば、被害者支援員にお尋ねください。

Q₇ 被害を受けたことを供述したり、法廷で証言したりすることで、加害者から仕返しされたりしないか心配なのですが。

A 被害を受けた状況やその内容については、被害者の方からお話いただくことによってしか真相を明らかにすることができません。加害者をそのまま放置することは、別の犯罪の発生にもつながりかねず、新たな被害者を生むことにもなりかねませんので、勇気を持って捜査や裁判にご協力ください。再被害を防止するため、法律で定められた制度について適切に活用し、また警察とも連携していきます。



③ 被害者等通知制度

被害者や親族等の方々は、事件の処分がどうなったのか、裁判はどのように進んでいるのか、どのような判決が下ったのか、加害者が刑務所でのどのようなことをしているのかなどについて、ご自分のこととして関心を持ってもらえると思います。また、目撃者等の参考人の方についても、自分が協力した事件の処分や、裁判がどうなっているのかなどについて関心をお持ちの方も多いかと思います。

そこで、検察庁は、被害者や親族等の方々にに対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

なお、参考人の方に対しても、ご希望があれば、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の刑務所からの出所時期などに関する情報を提供しています。



※通知は、電話や文書の郵送などの方法により行われます。



8

捜査・公判段階を通じた犯罪被害者等支援

Q₁ 誰が通知を受けられるのですか。

A 通知を受けることができるのは、
ア 被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者の方など親族に準ずる方又は弁護士であるその代理人
イ 目撃者など参考人の方（一部の通知を除く。）
です。

Q₂ どのような事項について通知してもらえるのですか。

A ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
ウ 裁判結果（裁判の本文と上訴・確定の有無）
エ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要などアからウに準ずる事項
オ 有罪裁判確定後の加害者に関する事項（詳細は43ページを参照）
カ 死刑を執行した事実
などを通知します。
身柄の状況とは、加害者が釈放（保釈も含む。）されたかどうかということ、起訴事実とは、どのような犯罪事実で起訴されたのかということ、不起訴の理由の概要や有罪裁判確定後の加害者に関する事項（満期出所予定時期、刑務所から釈放された年月日以外）、死刑を執行した事実を通知するのは、被害者、その親族又は親族に準ずる方に限ります。
※ 少年審判後の通知については40ページをご覧ください。



Q₃ 希望すれば、必ず通知を受けられますか。

A 事件の性質などから、通知をしない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があっても、その全部又は一部についてお知らせしない場合があります。

Q₄ 通知を受けるにはどうしたらよいですか。

A 担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員に、通知希望の有無や通知を希望する事項を伝えてください。後日、通知を希望された事項を電話や書面の郵送などによりお知らせします。
なお、検察官が被害者の方等の事情聴取をした場合には、その機会に、通知希望の有無やどのような事項につき通知を希望されるかを確認するようにしています。また、有罪裁判確定後の加害者に関する事項（Q2のオ）、死刑を執行した事実（Q2のカ）については、裁判確定の通知を希望された方に限り、裁判確定の通知をする際に、これら（Q2のオ、カ）の通知希望の申出のために必要な書面をお送りします。ただし、加害者の身柄の状況など（Q2のエ）については、原則として検察官から通知希望の有無の確認はしませんので、通知を希望される方はどの事項について希望するかを担当する検察官等に申し出てください。
目撃者の方等にも通知することができる場合がありますので、通知を希望する場合は、その旨申し出てください。



ご視聴ありがとうございました。

